

平成24年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成25年2月15日)

1 日 時

平成25年2月15日(金)

午後 1時30分 開会

午後 3時15分 閉会

2 場 所

杉妻会館 3階 百合の間

3 議 事

- (1) 福島県環境基本条例の一部改正について
- (2) 福島県環境基本計画の改定について
- (3) 航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定について
- (4) 福島県水環境保全基本計画の改定について
- (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について
- (6) 平成25年度水質測定計画について

4 出席委員

石田順一郎 稲森悠平 遠藤ヤエ 河津賢澄 崎田裕子 佐藤俊彦(木村光政氏
代理出席) 菅井ハルヨ 高荒智子 富樫恵久子 長林久夫 福島哲仁 星光祥
松原正明 (以上13名)

5 欠席委員

大迫政浩 後藤忍 佐藤光俊 志賀令和 清水晶紀 山口信也 和合アヤ子
和田佳代子 (以上8名)

6 事務局出席職員

長谷川 生活環境部長

牧野 生活環境部政策監

(生活環境総室)

中高 生活環境総務課長

守岡 生活環境部企画主幹 他

(県民安全総室)

遠藤 原子力安全対策課主幹

(環境共生総室)

鈴木 生活環境部次長(環境共生担当)

成田 環境共生課長

酒井 自然保護課主幹

片寄 水・大気環境課長

大友 水・大気環境課主幹兼副課長 他

(環境保全総室)

和田 一般廃棄物課主幹
星 産業廃棄物課主幹兼副課長
増田 除染対策課主幹兼副課長

7 内 容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) あいさつ 長谷川生活環境部長
- (3) 長林議長(会長)から、議事録署名人として崎田委員と富樫委員が指名された。
- (4) 議事(1)「福島県環境基本条例の一部改正について」
稲森第1部会長から、資料1により、第1部会の案について報告が行われた。
質疑はなく、資料1のとおりの内容で答申することで了承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。
- (5) 議事(2)「福島県環境基本計画の改定について」
事務局(中高生活環境総務課長)から、資料2及び資料3により、答申案について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(福島委員)

資料2 p.13に記載されている指標「市町村除染地域等のモニタリングポスト設置箇所における年間追加被ばく線量(1mSv以下の地点の割合)」について、32年度の目標値が100%とある。除染効果を見込んだ上で100%と書かれていると思うが、放っておいてもセシウムの半減期により32年度に100%となるのであれば、数値的な問題で指摘を受ける可能性があるのでは、除染の効果を何%くらい想定しているのか確認させてほしい。

(増田除染対策課主幹兼副課長)

現況値で下回っている部分、すなわち、既に下がった部分、或いはもともと汚染状況が低かった部分については、既に数値的に1mSv以下を達成しているわけだが、今回、居住地域については、全てが1mSvを下回るという目標で、このうち、どの程度が除染によって下回るか、場所場所の状況等に応じて何%まで貢献するかというところは、具体的に特定することはできないと思っている。低減の度合いについても、周りがどのような環境にあるかにもより、一概に同じパーセンテージで下がっていくというものではないので、御質問のあった何%が除染による効果かということについては、数値的なものは特に定めてはいない。ただ、今の数値を見る限り、何もせずに自動的に全て100%になることはあり得ない。もともと、今回

の対象地域の中で高いところは23年度の時点で、年間20ミリシーベルトといったところもあったわけで、何もせずに自然低減のみでは達成できないところが多数含まれていると考えている。

(石田委員)

影響しているのはセシウムの134と137で、137は半減期が30年なのでなかなか下がらない、134は半減期が2.1年なので、2年経つ毎に1/2、1/4と変わっていく。当初、セシウム134と137は1:1くらいあったので、最初の4、5年はセシウム134の減り方によってかなり支配的に下がって、しばらくすると、137の半減期に従って減る形になるのでなかなか下がらないということは、定性的に言えること。

(崎田委員)

特措法の検討をした時に、2年後の今年の夏の段階で、だいたい134と137を合わせて半減を目指すというふうに特措法ではなっていて、半減の数値は、4割は自然減で、除染の効果は1割というような形で考えていて、お子さんがいるような地域ではプラス10%で60%低減というような形で目指して制度を検討した経緯がある。そういうものを踏まえて、32年度だとのどのくらいなのかということをし少し情報をプラスしなければならないが、そういうことを踏まえれば書き加える情報はあるかとは思うのでご検討いただければと思う。

(長林議長)

この100%を目指すというのは、かなり積極的な除染が入らないとこの数値にはならないということとして考えた方が良く思う。意気込みも含めて100というのは良いと思うが、文言として付け加えるべきところはあるか。

(石田委員)

目標値がパーセントという形で書いてあり、指標名がカッコ書きでは1mSv以下の地点の割合となっているが、指標名は線量となっているので、1mSv以下となる地点の割合など、パーセンテージに合うように指標名を変えてはいかかがか。

また、p.11に「(1)環境放射能モニタリング」とあるが、p.15やp.16においては、「放射線モニタリング」となっている。どちらでもあまり違いはないのかもしれないが、表現を統一した方が良く思う。国の指針等では「放射線モニタリング」という言い方をしているので、国の指針に合うような形で、全体を通して用語の統一を図ってはいかかがか。

(長林議長)

用語については、事務局で精査することとしたい。

(遠藤委員)

花見山について、通路は除染、砂利を敷くなどしてかなり下がっているのだが、山はまだ除染がされていない。渡利地区は3, 600箇所、66%除染が済んだそうだが、山には入らないように案内をするという話があった。山の除染が進まない限りは、100%になるのは、なかなか難しいと思っている。

(長林議長)

今の御意見も含めて、p.13の指標「市町村除染地域等のモニタリングポスト設置箇所における年間追加被ばく線量(1mSv以下の地点の割合)」の意味合いを説明してほしい。

(増田除染対策課主幹兼副課長)

この指標は、モニタリングポストの設置箇所の線量ということで掲げており、モニタリングポストの設置されている場所は、山の中というよりは、いわゆる居住地域の公共施設の一角などであり、山間部の全ての地点の数値が100%、1mSvを下回るということはなかなか32年度の目標としては難しく、一般的に人が居住する、或いは利用する公共施設等に設置されているモニタリングポストの値について1mSvを下回らせたいということであり、県内全ての地点どこで測っても1mSvを下回るということではないことは御理解いただきたいと思う。山の除染については、現時点で、有効な手法、環境に影響を与えない形でどのように除染をするのが良いのかといったところの知見がまだ明らかになっていない部分があり、生活圏の除染をしつつ、生活圏以外の山林等の除染のあり方について、国を始め、関係機関等で知見を集めて検討をしていくという状況にある。

(長林議長)

なかなか山林を含めて32年度までできるかは大変なところではあるが、放置しておくわけではなく、試験研究を含めてやっていくんだという意気込みも非常に重要であるし、そういう事実を踏まえて取り組んでいくというのが大きな方向であると認識しているところである。

環境基本計画の改定については、委員からの意見を踏まえ修正を行った上で、答申することです承された。修正については、会長に一任することとされ、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

- (6) 議事(3)「航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定について」
河津第2部会長から、第2部会での審議経過等について報告が行われ、その後、事務局(片寄水・大気環境課長)から、資料4により、答申案について説明が行われた。

質疑はなく、資料4のとおりの内容で答申することです承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(7) 議事(4)「福島県水環境保全基本計画の改定について」

河津第2部会長から、第2部会での審議経過等について報告が行われ、その後、事務局（片寄水・大気環境課長）から、資料5-1、5-2により、答申案について説明が行われた。

質疑はなく、資料5-2のとおりの内容で答申することで了承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(8) 議事(5)「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について」

河津第2部会長から、第2部会での審議経過等について報告が行われ、その後、事務局（片寄水・大気環境課長）から、資料6-1、6-2により、答申案について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（稲森委員）

資料6-2 p. 22、23の「施策の内容」において、「水質及び環境放射線のモニタリング並びに調査・研究」の○の3つ目、4つ目の文章の最後に、「安全・安心」とある。私もいろんなところで「安全・安心」使ってきたが、「安心」を使うべきではないと言われ、なぜかと言うと、「安全」は基準に基づくものだが、「安心」は千差万別で個人によって考え方が異なるからである。それ以来、「安心」を使わないようにした。

（鈴木生活環境部次長（環境共生担当））

特に放射性物質関連では、安全基準を強調しても安心につながらないという問題がある。ただ、目指すべき方向性としては、安全だけではなくて、全員が安心と思えなくても安心だと思える人が徐々に増えていくようにつなげていきたいと考えている。

（稲森委員）

並列で書くかどうかである。少し工夫した方が。

（鈴木生活環境部次長（環境共生担当））

表現については再度、検討したい。

（河津委員）

非常に難しい問題と思う。ただ、おそらく県でのいろんな計画があって、そういう中での整理があるので、ここだけ変えてしまうと、バラバラになってしまう懸念がある。

(木村氏)

もし整理するのであれば、p. 22「施策の内容」の中のタイトルで「水環境保全活動における安全の確保と情報の発信」とあるので、言葉の整合性を図った方が。入るのであればここにも入った方が良い。

(福島委員)

“取り組む”ということについて、名詞であれば漢字二文字で、動詞であれば「取り組む」というふうにしていたと思うが、精査した方が良いと思う。

(遠藤委員)

農水省では食べ物のことは安心安全と言っている。安心を与えるという意味で使っていると思う。

(長林議長)

精査してもらいたい。

それから、私の方でも気になったが、答申案をいくつも出してもらったが、体裁をどうするか。バラバラの気がするのだが。

(牧野生活環境部政策監)

全体を眺めて御指摘のような形で調整をしたいと思う。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定については、委員からの意見を踏まえ修正を行った上で、答申することです承された。修正については、会長に一任することとされ、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(9) 議事(6)「平成25年度水質測定計画について」

事務局(片寄水・大気環境課長)から、資料7-1により、答申案について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(木村氏)

資料7-1 p. 1 の1 (1)において、放射性物質のモニタリング調査については、総合モニタリング計画に基づき実施されるとあるが、これと、環境基本条例との関係はどのようになっているのか。

また、p. 2 の(3)において、産業廃棄物処分場とあるが、これは何を指すのか。

(片寄水・大気環境課長)

環境基本条例との関係については、環境基本条例の改正の前に、環境基本法が改正され、放射性物質について、従来は環境基本法の対象外であったが、対象とされ

ることとなり、水質汚濁防止法、大気汚染防止法についても、今、改正作業中である。放射性物質を取り扱うということで、これから法律や条例が整ってくると、将来的には法令に基づくモニタリング調査も入ってくると思うが、今、法令の改正作業中のため、現段階ではこのようになっているということで御理解いただきたい。

産業廃棄物処分場については、一般の工場や産業廃棄物処分場、一般廃棄物処分場などの排水についても調査をするということで、今回はノニルフェノールについて処分場の下流域でもやるということで記載させていただいた。

(長林議長)

計画の本文でもそれが分かるようになっているか。

(片寄水・大気環境課長)

本文には入っていない。説明用としてここに記載した。

(長林議長)

ノニルフェノールは事業所も含めて測定するというようになっているのか。

(片寄水・大気環境課長)

なっている。

(木村氏)

産業廃棄物処分場は何を指すのか。今の話を聞くと、最終が入るのかなという気がするのだが。それとも中間処理施設も含めた処分場になるのか。

(片寄水・大気環境課長)

最終処分場という意味合いであるが、言葉が抜けていた。

(長林議長)

それでは、そこは修正をお願いしたい。

(崎田委員)

資料7-1 p.6の2において、福島県と環境省がそれぞれ実施する地点が書いてあって、データが出た後、両方のデータをどのように公表してどのように活用するのか教えてほしい。

(片寄水・大気環境課長)

県のホームページには県実施分を載せていて、そこに環境省のデータへのリンクを貼っている。

(崎田委員)

データの的には両方リンクして公開しているということで、できれば、せっかくのデータをどのように両方が活用するのか見えた方が県民の皆さんが安心できるかなと思って質問した。計画の本文の中にそういうことがうまく書かれていればと思う。これはコメントで良い。

また、今、中国からの大気汚染が問題視されていて、大気汚染の調査では体制が整い始めていると思うが、大気汚染の結果として、湖とか、そういうところが影響してくるということになるかと思うが、そういうところに配慮しているかどうか伺いたい。

(片寄水・大気環境課長)

大気汚染については、県内40箇所ほど自動測定局を設置し、窒素酸化物やオキシダント濃度などを測定し公表している。中国からの影響については、今のところ県内では確認されていないが、これから春先になると、今まで黄砂については影響が確認されており、それは大気中の粉塵濃度という形で公表しているが、それが直接環境へどのような悪影響を及ぼすかという点での調査はしていない。

(崎田委員)

今後、そういうことが必要な時期がやって来るかもしれないので、心の中に留めておいていただければと思う。

平成25年度水質測定計画については、資料7-2のとおりの内容で答申することと了承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(10) 報告「福島県地球温暖化対策推進計画の改定について」

事務局(成田環境共生課長)から、資料8-1により、改定案について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(崎田委員)

質問ではなく、コメントになるが、環境基本計画と連携してこれがあるんだということが分かったので、このように進めていただければありがたい。数値目標に関して、2050年に-80%というところは、先進国の一員として堅持しつつ、その途中に関しては今、皆、悩みながらつくっているところなので、とりあえずの入り口は2020年-10~15%ということで、妥当なところかなと思って聞いていた。2030年くらいになると、25%くらいが達成できて、その後、飛躍的に進んでいくような印象で考えていただければ良いのではないかと感じている。これからの人口減少、過疎の問題などをいろいろなところで抱えているが、そういう中で、できるだけ地域は、新しい地域資源を活用してエネルギー自給型の地域をつく

っていきながら、地域活性化をするという視点が非常に大事と思っているので、温暖化対策をしながら活力ある地域をつくっていくという視点が伝わるように計画をつくっていただければ。復興とともにという視点が、具体的にどういうことなのかが見えてくるともっと皆さんが元気に復興に臨んでいただけたらと思うので、そういう視点を強めていただければありがたい。

(成田環境共生課長)

再エネの導入というのが大きな柱の一つになるが、これについても、大企業がドンと来て大きな施設をつくって、例えば東京に電気を持っていくというような構図ではなく、地元の人たちの合意の下に、地元でエネルギーを自分たちでつくっていくというようなやり方をしながら、或いは、スマートコミュニティに取り組みながら地域の合意の下に進めていきたいと思うので、崎田委員の意見についても、計画の検討をしている在り方検討会で報告させていただいて、議論を深めたいと思う。

(11) その他

(守岡生活環境部企画主幹)

今年度の環境審議会は、本日を持って終了となる。
来年度についても引き続きよろしくお願ひしたい。

(12) 閉会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査